

審 第 5 5 9 1 号  
答 申 第 3 5 3 号  
令和 7 年 3 月 2 7 日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和 5 年 5 月 2 5 日付け公委発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第 3 1 7 号

令和 5 年 2 月 2 6 日付けで審査請求人から提起された、令和 5 年 2 月 8 日付け公委発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県公安委員会委員長（以下「実施機関」という。）が令和5年2月8日付け公委発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年1月5日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書（〇〇月〇〇日付で千葉県公安委員会が受理したとされるもの）により千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことについて取得・作成されたもの一切。たとえば、弁護士等と検討や調査や協議や相談等したり、千葉県公安委員会事務局などとの内部的に検討や調査や協議や相談等したり、警察署・県警本部・監察部門・警察内部の苦情を受付ける部署など別の実施機関に対して調査したりそれらと遣り取りしたり、公務員や弁護士等と遣り取りしたり、それに前後して作成・取得されたりしたもの、千葉県警察が千葉県公安委員会に提出した行政文書、千葉県警察や千葉県公安委員会の会議の議事録や録音や次第や資料やその出席者や日時や場所等がわかるもの、千葉県公安委員会の調査審議に用いられたもの、前例の調査や協議や相談等に係るもの、郵送や移動に係るもの、封筒や切手の使用やそれらの発送等に係るもの、切手や郵送料や交通費に係るもの、差出票や配達証明書や領収書、公用車の利用や駐車に係るもの（公道への駐車や有料の駐車場や私の自宅の駐車スペースの利用やその手続や連絡に係るものを含む。）、警察車両や公安委員会の車両の利用や電車やバスなどの公共交通機関の利用に係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに関連して私が後日電話で連絡や相談等したことの氏名や所属や職名等に係るもの、私との連絡や調整に係るもの（電話によるものを含む）、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった出来事において警察官が私に電話し

てきたことに係るもの、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった出来事に係る通報の記録、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係り国（検察や行政相談センターを含む）や〇〇といった他の役所から何らかの連絡や遣り取り等があったことに係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係る公金支出に係る金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの。電磁的記録も含む。廃棄記録、上記の起案、添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、条例第22条第2項の規定により、令和5年1月18日付け公委発第〇〇号で開示決定等の期間を延長した。
- (3) 実施機関は、本件開示請求に対し、「公安委員会会議録の作成について（〇〇年〇〇月〇〇日開催分）」（以下「本件文書1」という。）、「公安委員会会議録の作成について（〇〇年〇〇月〇〇日開催分）」（以下「本件文書2」という。）、「公安委員会宛て苦情の受理について」（以下「本件文書3」という。）、「苦情受理報告書（公安委員会決裁のもの）」（以下「本件文書4」という。）、「公安委員会宛て苦情の調査結果について」（以下「本件文書5」という。）及び「苦情処理票（公安委員会決裁のもの）」（以下「本件文書6」といい、本件文書1から5までと併せて「本件文書」という。）に記録された個人情報进行特定し、本件決定を行うとともに、「苦情受理簿」（以下「本件全部開示文書」という。）に記録された個人情報进行特定し、自己情報開示決定（令和5年2月8日付け公委発第〇〇号。以下「本件全部開示決定」という。）を行った。
- (4) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年2月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条

例第47条第1項の規定により、令和5年5月25日付け公委発第〇〇号で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

#### イ 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。少なくとも、苦情のもとになった出来事に関連して審査請求人が後日電話で連絡や相談等したことに係るものが特定されていない。

本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例19条に該当する。

理由付記の不備があるから、当然に処分を取り消すべきである。少なくとも、対象文書の1及び2の不開示箇所については、条例のどの不開示条項に該当すると判断して不開示としたのかが理由付記されていない。また、令和5年1月5日付けの自己情報開示請求に対する処分については、写しの送付を受けた開示文書が、付箋や区切りなどもなく、どの担当所属のものなのかがわからない態様で届いたことから記載するが、請求対象外の箇所があるのであれば申請拒否処分に該当して理由付記義務が生じるにもかかわらず、通知書にこれが記載されていない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

#### ア 文書の特定について

処分庁は、公安委員会会議の会議録のうち、会議の概要を記載したものを特定したようである。しかし、会議を録音した音声データ及びそれを逐語的に反訳した会議録を特定した上で開示すべきである。

また、苦情申出の回答に使用した封筒やその郵送料や差出票や受領証や配達証明証やレシート等に係る文書も特定した上で開示すべきである。

#### イ 本件不開示箇所の不開示事由非該当性

(ア) 警察官の所属の一部とされる情報については、公務員の所属である

以上、明らかに公務員の職務遂行の内容に係る部分であるから、条例 17 条 2 号但し書きハに該当する。

- (イ) 関係職員とされる職員のうち、後日、電話をかけてきた巡査の氏名については、当該職員が当該電話を審査請求人にかけてきた際に、〇〇交番の〇〇である旨を審査請求人に対して明確に名乗っている。そして、公務員が電話をかけてきた以上、所属と氏名を電話の相手に明らかにすることは社会通念上、当然のことであって、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報であるともいえるものである。そもそも、公務員自身がその氏名を審査請求人に対して明確にしている以上、その氏名を告げられた者の行った個人情報開示請求に対して開示することに何らの不利益もないはずである。

したがって、条例 17 条 2 号但し書きイ及びニに該当する。

なお、電話のあった日時が〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）であるとしているが、実際には、〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）の誤りである。

- (ウ) 本件で不開示とされた個人情報とは、審査請求人が警察法 79 条 1 項の規定により行った苦情申出に対する対応であるから、全て審査請求人の個人情報である。

処分庁は、これら情報を開示したら、関係者から誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかし、警察法 79 条 1 項の趣旨目的からすると、積極的にこの内容を公開して、苦情申出に係る警察官らが如何なる意見をもって如何なる調査がなされて公安委員会に対して如何なる回答をしたのか等を警察による被害者にあたる苦情申出人が知ることで吟味、検討し、改善や要望につなげたり、警察や公安委員会ないし議員に対して周知したり、改善策を講じたりするために、本件の審査請求人を含めた、開示請求者や審査請求人とも、本件で不開示とされた情報を活用して具体的、多角的な意見の表明を行い、率直な意見を交換することによって、警察業務や公安委員会業務に係る施策を充実することができるように、最大限の開示をする必要がある。情報開示によって、本件審査請求人を含めた、開示請求者や審査請求人などの外部の者が意見を表明してその意見を反映することは民主主義のプロセスの一環であり、その意見は誤解や憶測ではなく、そうした情報を不開示とするのではなくむしろ開示することこそ警察業務への信頼を確保し、警察業務の適正な遂行に資するものである。このように解釈することこそ、条例の趣旨目的にも合致するものというべきである。情報の隠蔽こそかえ

って、警察業務への信頼を失墜させ、警察や公安委員会の意思決定が独善的となることを招き、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすものである。

したがって、条例１７条２号にも６号にもともに該当しないか、たとえ同条２号に該当したとしても同号但し書きイからニの全てに該当する。

(エ) 万が一にも不開示とすべき箇所が存在するとすれば、条例１８条各項の規定により、部分開示を実施し、その箇所を不開示として、その余を開示すべきである。

(オ) 条例１９条該当性

処分庁は、本件で不開示とされた情報について条例１９条非該当性を条例１７条の不開示事由に該当することとは別個には主張していない。しかし、条例１９条の定める裁量的開示により開示すべき情報は、そもそも条例１７条１号に該当する情報を除く不開示情報が含まれている場合であるから、条例１７条の不開示事由に該当することをもって条例１９条に該当しないとは言えない。

個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的開示をすることができるものであるから、処分庁が本件で不開示とされた情報を条例１９条に該当しないと判断した過程を弁明すべきである。それができないということは、裁量的開示を実施しない理由がないというべきである。

したがって、条例１９条による裁量的開示を実施しないことは、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があったというべきである。

よって、条例１９条による裁量的開示を実施すべきである。

ウ 理由付記の不備の違法について

処分庁が弁明書の最終頁の３～５行目で認めているとおり、これは理由付記を欠いたものであって、条例２１条３項の要求する理由付記の程度を満たしていない。

また、処分庁が弁明書の最終頁の最終段階で認めているとおり、本件の開示文書の中には請求対象外と判断された部分が存在し、その判断の理由として、本件開示請求とは関係のない情報が記載されているとのことであるから、これは、請求対象外と判断したことにつき理由付記を欠いたものであって、条例２１条３項の要求する理由付記の程度を満たしていない。

したがって、本件処分を取り消すべきである。

エ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、

開示すべきであるとともに、特定漏れについても開示・不開示の判断を審議したうえで開示すべきである。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

##### (2) 処分内容及びその理由

###### ア 処分の内容

###### (ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書及び本件全部開示文書に記録された個人情報を特定し、うち本件文書について本件決定を行った。

なお、上記特定した文書のうち、本件全部開示文書については、本件全部開示決定を行った。

###### (イ) 行政文書及び事務の内容

本件文書1及び2は、千葉県公安委員会定例会議の開催日時、出席者及び会議の概要を記録し、千葉県公安委員会委員長の承認を得た文書である。

また、本件文書3、4、5及び6は、千葉県警察本部総務部総務課公安委員会補佐室において受理をした千葉県公安委員会に対する苦情についての受理、調査及び処理の経過と内容を記録した文書である。

千葉県公安委員会に対する苦情とは、千葉県警察職員が職務執行において違法、不当な行為をしたり、なすべきことをしなかったことにより何らかの不利益を受けたとして、個別具体的にその是正を求める不服及び職員の不適切な執務の態様に対する不平不満並びに前記以外の苦情で警察業務に関して申し出られたものをいう。

###### イ 処分の理由

###### (ア) 個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア(ア)のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定及び本件全部開示決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

###### (イ) 不開示部分及びその理由について

- a 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。）の該当性

本件文書3及び5の「起案用紙」の所属・職・氏名欄の氏名並びに本件文書3の「苦情受理報告書」及び本件文書4の受理者欄の氏名並びに本件文書5の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の「3 関係職員」の階級後に記載された警部補以下の警察官の氏名、「4 事実関係」及び「5 調査結果」の階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名並びに本件文書6の担当者欄の氏名（以下、4において「氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定している。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

氏名等情報は、同号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

- (a) ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

- (b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とされており、氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

- (c) ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。ただし、括弧書により「警察職員であつて



規則で定めるものの氏名を除く。」と規定しており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定めている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定しており、氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名であるため規則で定める警察職員である。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

- (d) ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人の関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。

氏名等情報を審査請求人が既に知っているのかは明白ではなく、同情報に記載された同人以外の個人と審査請求人との利害が共通している立場にあるとは言えない。

したがって、同情報は、ただし書ニに該当しない。

(e) 小括

以上のことから、氏名等情報は、条例第17条第2号及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

b 条例第17条第2号の該当性

本件文書5の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の「3 関係職員」に記載された警察官の年齢及び所属の一部

条例第17条第2号については、前記第aに述べたとおりである。

警察官の年齢及び所属の一部は、他の情報と照合することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができ、条例第17条第2号ただし書のいずれにも該当しない情報である。

したがって、職員番号は条例第17条第2号に該当することから、

不開示とした決定に誤りはない。

c 条例第17条第6号の該当性

条例第17条第6号は、県の機関等の事務又は事業の適正な遂行を確保するため、事務又は事業を類型化してそれぞれ不開示とする情報の要件を定めたものであり、本文では、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定し、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を包括的に定めている。

「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については「同種のものが反復されるような性質の事務であって、ある個別の事務情報を開示すると将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり得るもの」も不開示情報として規定されている。

- (a) 本件文書1及び2の「起案用紙」の所属・職・氏名欄の警電番号並びに本件文書4の回付先受理者欄の警電番号（以下、4において「本件警電番号」という。）

本件警電番号は一般には公開されていない警察電話の内線番号で本来的に機密性が要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された警察独自の情報通信網の一つであり、同番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報と認められる。

- (b) 本件文書5の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の「4 事実関係」の（3）の25行目の一部（以下、4において「本件調査判断情報1」という。）

本件調査判断情報1は、事案対応した警察職員が当該事案対応において、調査又は判断した内容を含む情報であり、これらの情報を開示した場合、関係者の誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (c) 小括

以上のことから、本件警電番号及び本件調査判断情報1は条例第17条第6号に該当するため、不開示とした決定に誤りはない。

d 条例第17条第2号及び第6号該当の妥当性

本件文書5の別添文書「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査

結果について（回答）」の「4 事実関係」の一部（階級前に記載された警部補以下の警察官の氏名及び（3）の25行目の一部を除く。以下、4において「本件調査判断情報2」という。）

条例第17条第2号及び第6号については、それぞれ前記a及びcに述べたとおりである。

本件調査判断情報2は、事案対応した警察職員が当該事案対応において、開示請求者以外の特定の個人からの相談及び判断又は調査した内容を含む情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるとともに、これらの情報を開示した場合、関係者から誤解や憶測を招き、警察業務への信頼が損なわれるなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

したがって、本件調査判断情報2は条例第17条第2号及び第6号に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

e 条例第19条の該当性

条例第19条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる」と規定し、実施機関の判断により、裁量的に当該個人情報を開示する余地を与えたものである。

個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときとは、実施機関の高度な行政的な判断により、開示することに、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性が特に認められる場合をいう。

開示文書における不開示情報は前記aからdに述べたとおり決定しており、同不開示情報の中に、各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性は認められないことから、不開示とした決定に誤りはない。

（3）弁明の内容について

審査請求人は、審査請求の理由において、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である、少なくとも、苦情のもとになった出来事に関連して審査請求人が後日電話で連絡や相談等したことに係るものが特定されていない。」「本件不開示部分はいずれも条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。」「不開示部分はいずれも条例19条に該当する。」などと主張しているが、実施機関は、前記（2）のとおり、本件開示請求に係る行政文書を特定し、条例等の規定に基づいて、開示又は不開示の判

断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考え  
る。

なお、審査請求人が主張するとおり、実施機関は、本件決定の通知書に  
おいて、本件文書1及び2で不開示とした『起案用紙』の所属・職・氏  
名欄の警電番号」が条例のどの条項に該当するかの記載を失念していたも  
のであるが、その具体的な理由は、同書にそれぞれ記載してあるとおりで  
あり、不開示とした適用条項については、本件文書4で同じく警電番号を  
不開示とした適用条項と同じく、条例第17条第6号により不開示とした  
ものである。

また、請求対象外部分については、本件開示請求とは関係のない情報が  
記載されており、したがって理由付記の必要はない。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(3)のとおり、本件文書  
に記録された個人情報をも特定して本件決定を行うとともに、本件全部開  
示文書に記録された個人情報をも特定して本件全部開示決定を行ったと認  
められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、対  
象文書を更に特定した上で、請求した情報の全てを開示することを求め  
ているので、以下、検討する。

### (2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記3のとおり、文書の探索が不十分であると主張し  
ているので、以下、検討する。

イ 実施機関は、前記2(3)のとおり、本件開示請求に対し、本件決定  
及び本件全部開示決定において本件文書及び本件全部開示文書に記録さ  
れた個人情報を特定した。

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に、審査請求人が審査請  
求書及び反論書において存在を主張した情報を含めて本件開示請求に係  
る個人情報の探索を行わせたところ、本件決定及び本件全部開示決定で  
特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していな  
いことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定及び本件全部開示決定におい  
て、本件文書及び本件全部開示文書に記録された個人情報を特定し、そ  
れ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は  
認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特  
段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書1及び2は、千葉県公安委員会の会議録の作成に係る起案文書であると認められる。

本件文書3は、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情の受理に係る起案文書であると認められる。

本件文書4は、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情に係る苦情受理報告書であると認められる。

本件文書5は、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情に関する調査結果について千葉県公安委員会で協議することに係る起案文書であると認められる。

本件文書6は、審査請求人からなされた千葉県公安委員会宛ての苦情に係る苦情処理票であると認められる。

イ 警察官の氏名について

(ア) 実施機関は、本件文書3の1ページ目の起案用紙の所属・職・氏名欄の氏名及び2ページ目の苦情受理報告書の受理者欄の氏名、本件文書4の1ページ目の受理者欄の氏名、本件文書5の1ページ目の起案用紙の所属・職・氏名欄の氏名並びに8ページ目から11ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の「3 関係職員」、「4 事実関係」及び「5 調査結果」で階級（「巡査部長」又は「巡査」）の前後に記載された氏名並びに本件文書6の3ページ目の担当者欄の氏名について、条例第17条第2号及び規則に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報は、千葉県警察本部の職員の氏名であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第17条第2号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第1号で定める警部補以下の階級にある警察官であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) なお、審査請求人は、反論書において、不開示とされた警察官の氏名のうち「後日、電話をかけてきた巡査の氏名」については、電話の際に当該警察官が審査請求人に所属と氏名を自ら告げており、不開示とする理由がない旨を主張している。

しかしながら、審査請求人の上記の主張が事実であったとしても、かかる主張は反論書において初めてなされたものであるため、実施機

関としては、本件開示請求を受け付けた時点では、審査請求人が当該巡査の氏名を把握していたか否かが不明であることから、当該巡査の氏名を不開示とした実施機関の判断に誤りはない。

ウ 警察官の年齢及び所属について

(ア) 実施機関は、本件文書 5 の 8 ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について (回答)」の「3 関係職員」に記載された警察官の年齢及び所属の一部について、条例第 17 条第 2 号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 当該情報のうち警察官の年齢は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、審査請求人以外の特定の個人を識別することができるものであるから、条例第 17 条第 2 号本文に該当し、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報のうち警察官の年齢は、条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当である。

(ウ) 警察官の所属について、審査請求人は、公務員の職務遂行の内容に係るものであるから条例第 17 条第 2 号ただし書ハに該当すると主張しているところ、本件文書 5 の 8 ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について (回答)」の「3 関係職員」には、「苦情のもとになった出来事」があった令和 3 年 11 月 28 日に対応した警察官 9 名の所属として「〇〇警察署」と記載され、続く「4 事実関係」の (1) には、9 名それぞれが所属する課・係・交番の名称が記載され、これらの情報は本件決定において既に開示されている。

本件決定において不開示とされた「警察官の所属の一部」について審議会で見分したところ、当該部分には、特定の警察官 1 名に関し、本件開示請求の対象となった事案に係る職務とは無関係な個人情報記載されており、また、当該情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであることが確認された。

したがって、当該情報は、条例第 17 条第 2 号に該当し、不開示が相当である。

エ 警電番号について

(ア) 実施機関は、本件文書 1 の 1 ページ目の起案用紙の所属・職・氏名欄の警電番号、本件文書 2 の 1 ページ目の起案用紙の所属・職・氏名欄の警電番号及び本件文書 4 の 4 ページ目の回付先受理者欄の警電番号について、条例第 17 条第 6 号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

(イ) 警電番号は、実施機関の各部署に割り当てられているものであるが、

本来的には、機密性を要求される警察業務の特殊性から、内部でのみ利用することを目的として設置された、警察独自の情報通信網の固有情報であると考えられる。

そうすると、警電番号が開示されることにより、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

オ 「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（2）の一部について

（ア）実施機関は、本件文書5の9ページ目から10ページ目までの「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（2）「関係者からの事情聴取」に記載した内容の一部（実施機関が自己情報部分開示決定通知書及び弁明書において「『4 事実関係』の一部」と表現したもの）について、条例第17条第2号及び第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、当該部分には、警察官が審査請求人以外の個人から聴取した内容及び警察官が調査又は判断した結果が記載されていると認められる。

当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、条例第17条第2号本文に該当する。

また、同号ただし書イ、ロ、ハ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、同条第6号の該当性を検討するまでもなく、不開示が相当である。

カ 「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（3）の一部について

（ア）実施機関は、本件文書5の10ページ目の「公安委員会宛ての苦情申出に対する調査結果について（回答）」の4（3）「申出人からの聴取」に記載した内容の一部について、条例第17条第6号に該当して不開示が相当である旨を主張するので、以下、検討する。

（イ）審議会で見分したところ、当該部分には、警察官が調査又は判断した結果が記載されており、開示することにより、異なる解釈から警察業務への不信感を招くなど、警察業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が

相当である。

#### (4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 6 附言

実施機関は、本件の自己情報部分開示決定通知書において、本件文書1及び本件文書2の警電番号の不開示理由を記載したが、当該理由が条例第17条のどの号に該当するかについては「記載を失念していた」と弁明している。

条例第21条第3項において、開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を提示しなければならないとされていることの趣旨は、開示・不開示の判断に当たって、各実施機関の合理的な判断を確保するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることにより、開示請求者が決定の内容について不服申立てをする際の判断材料とするためである。

このような趣旨からすれば、不開示とした部分の一部についてであっても、決定通知書において不開示条項を記載しないことは、開示請求者の権利を損なうものである。

今後、実施機関においては、保有個人情報開示請求に対する決定を行うに当たり、適正な事務の執行に努められたい。

### 7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

#### 審 議 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日      | 処 理 内 容            |
|------------|--------------------|
| 令和5年 5月25日 | 諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理 |
| 令和5年 7月 3日 | 反論書の写しの受理          |
| 令和6年 9月26日 | 審議（令和6年度第5回第2部会）   |
| 令和6年10月24日 | 審議（令和6年度第6回第2部会）   |
| 令和6年11月21日 | 審議（令和6年度第7回第2部会）   |
| 令和6年12月19日 | 審議（令和6年度第8回第2部会）   |
| 令和7年 1月30日 | 審議（令和6年度第9回第2部会）   |



|            |                   |
|------------|-------------------|
| 令和7年 2月20日 | 審議（令和6年度第10回第2部会） |
| 令和7年 3月13日 | 審議（令和6年度第11回第2部会） |

千葉県個人情報保護審議会第2部会